

受付番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

届書 コード	1803
-----------	------

令和 年 月 日提出

源泉徴収票

交付（再交付）申請書

準確定申告用源泉徴収票

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

※受給権者の方がお亡くなりになっている場合は、基礎年金番号（10桁）をご記入ください。

① 個人番号(または 基礎年金番号)											年金コード	
② 生年月日 該当する文字を○印 で囲んでください。	明治・大正・昭和		年	月	日	受給しているすべての年金の再 交付を希望する場合は右欄に✓ をしてください。					<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦ 受給権者氏名	(フリガナ)											
④ 受給権者住所	〒 —											
⑧ 電話番号	—											
⑤ 再交付または交 付を申請する年 区分	平成・令和				年分		平成・令和				年分	
	平成・令和				年分		平成・令和				年分	
⑥ 再交付または交 付を申請する理 由	a. 確定申告または準確定申告のため b. 所得証明のため c. その他（具体的な使用目的をご記入ください。） []											

これ以降は、受給権者の方がお亡くなりになっている場合にご記入ください。

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	ご遺族の方の氏名 および受給権者との続柄	(フリガナ)	続柄
	ご遺族の方の住所	〒 —	
㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	準確定申告用の源泉徴収票が 必要な場合はその年区分	平成・令和	年分



注意事項

◎再交付した源泉徴収票は年金受給権者ご本人へ送付します。

◎住所、氏名、電話番号は正確にご記入ください。

◎遺族年金や障害年金は非課税所得ですので、源泉徴収票および準確定申告用源泉徴収票は交付されません。

◎日本年金機構等から支給されている厚生年金についても、この申請書で交付申請ができます。

日本年金機構等で決定された年金の源泉徴収票は、日本年金機構等から送付されます。

◎年金受給権者であった方のご遺族の方（配偶者や子等）が申請する場合は、㉞、㉟欄もご記入ください。この場合、「個人番号（または基礎年金番号）」欄および「年金コード欄」には、亡くなられた年金受給権者の基礎年金番号・年金コードをご記入ください。

平成27年9月30日までに受給権が生じた年金については、この申請書では交付（再交付）できませんので、別途手続きが必要になります。